

使用開始日: 2025年10月10日

# 三井住友・ アジア4大成長国オープン





委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

#### 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第399号

#### <委託会社への照会先>

ホームページ: https://www.smd-am.co.jp

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三井住友信託銀行株式会社

#### 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号) 第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書) を含む詳細な情報は左記の委託会社のホーム ページで閲覧できます。また、本書には信託約款の 主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文 は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されて おります。ファンドの販売会社、ファンドの基準 価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社まで お問い合わせください。





委託会社名

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日

1985年7月15日

資本金

20億円(2025年7月31日現在)

運用する投資信託財産の 合計純資産総額

14兆7.710億円(2025年7月31日現在)

## 商品分類·属性区分

商品分類					
単位型•追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)			
追加型	内外	株式			

#### 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産(投資信託証券 (資産複合(株式、債券) 資産配分変更型))	年2回	日本、アジア	ファミリー ファンド	なし

- ※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
- ※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性 区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/) をご覧ください。
  - ■委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を 2025年10月9日に関東財務局長に提出しており、2025年10月10日にその届出の効力が生じて おります。
  - ■ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資 法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
  - ■ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等 との分別管理等が義務付けられています。
  - ■投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付 いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



## ファンドの目的

マザーファンドへの投資を通じて、ベトナム、インド、中国および日本の株式に投資し信託 財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

## ファンドの特色



主として、アジアの成長をリードする3カ国 (ベトナム、インド、中国) の企業の株式、アジア地域からの収益が見込める日本企業の株式に投資し信託財産の成長を目指した運用を行います。

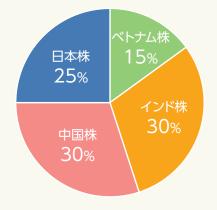
- ■銘柄選定にあたっては、成長性・財務健全性、流動性等に配慮して厳選投資します。
  - ○ベトナムおよび中国の株式への投資は、当該株式の値動きに連動する有価証券への投資による場合があります。
  - ●アジア地域からの収益が見込める日本企業は、収益、売上等の定量面、事業戦略等の定性面 双方から総合的に判断します。
- ■実際の運用は、ベトナム株マザーファンド、インド株マザーファンド、中国株マザーファンド およびアジア戦略日本株マザーファンドを通じて行います。
  - ●ベトナム株マザーファンドの運用はスミトモ ミツイ DS アセットマネジメント (ホンコン) リミテッドの投資助言を受けます。
  - ●インド株マザーファンドの運用はアムンディ・ジャパン株式会社の投資助言を受けます。
  - ●中国株マザーファンドの運用はスミトモ ミツイ DS アセットマネジメント (ホンコン) リミテッドに運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- 2

各マザーファンドへの基本投資比率は概ね、

ベトナム:インド:中国:日本=15%:30%:30%:25%程度とします。

#### [基本投資比率]

■ファンドの運用(各マザーファンドへの資産配分および調整)は、運用部 グローバル株式 グループが行います。



株式市場構造、資金動向、市況動向等によっては、必ずしも上記の投資比率とならない場合があります。

<sup>※</sup>上記の運用担当部署は2025年7月末現在のものであり、今後変更される場合があります。運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

<sup>&</sup>lt;運用担当者に係る事項>https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org\_structure01.pdf





実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い ません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



- \*1 投資助言会社:スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(ホンコン)リミテッド
- \*2 投資助言会社:アムンディ・ジャパン株式会社
- \*3 運用の委託先:スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(ホンコン)リミテッド
- \*4 インドの株式等への投資は、投資信託への投資を通じて行います。
- ※スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(ホンコン)リミテッドは、委託会社の子会社(100%出資)であり、委託会社の信託報酬の中から、投資助言および運用指図権限の委託にかかる報酬を受領します。

## 各マザーファンドの投資方針等

#### ▶ベトナム株マザーファンド

- ●主としてベトナムの取引所に上場している株式、および世界各国・地域の取引所に上場しているベトナム 企業の株式等に投資することにより、信託財産の成長を目指した運用を行います。また、事業展開や 収益構造などから実質的にベトナム企業と考えられる他の国籍企業の株式にも投資することが あります。
- ●ベトナムの取引所に上場している株式への投資は、当該株式の値動きに連動する有価証券への 投資で代替することがあります。
- 銘柄選定にあたっては、成長性・財務健全性および流動性等に配慮し、厳選投資します。
- ●外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

#### ▶インド株マザーファンド

- ●主として、投資信託証券(アムンディ・ファンズ・エスビーアイ・エフエム・インディア・エクイティ (Q-16クラス))への投資を通じて、インドの取引所に上場している株式に投資し、信託財産の 成長を目指した運用を行います。
- ●投資信託証券の組入比率は原則として高位とします。ただし、ファンドの資金動向、市況動向等により弾力的に対応する場合があります。
- 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ●運用にあたっては、アムンディ・ジャパン株式会社の投資助言を受けます。

#### 「投資対象とする投資信託証券の概要]

以下は、2025年7月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

ファンド名	アムンディ・ファンズ・エスビーアイ・エフエム・インディア・エクイティ(Q-16クラス)
形 態	ルクセンブルグ籍会社型投資信託(米ドル建て)
主要投資対象	主としてインドで事業展開を行う企業の株式
運用の基本方針	主としてインドの株式に投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指して 運用します。
主な投資制限	<ul><li>インドで事業展開を行う企業の株式等への投資割合は、総資産額の67%以上とします。</li><li>同一発行体の株式への投資割合は、総資産額の10%以内とします。</li></ul>
分 配 方 針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。
運用管理費用	純資産総額に対して 運用報酬 年0.80%程度 ※上記のほか、管理費用や保管に要する費用がかかりますが、運用状況等により 変動するものであり、事前に料率等を示すことができません。 また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合がある ため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることが あります。
その他の費用	ファンドの設立費用、取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。 これらは、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申込手数料	ありません。
スイング・プライス	ファンドの買付け、売却がポートフォリオに重要な影響を与えると考えられる場合、予想される取引スプレッド、コスト、その他の要因を考慮して、その売買価格が調整されることがあります。
投資顧問会社	アムンディ・ホンコン・リミテッド
投資助言会社	SBIファンズ・マネジメント・リミテッド
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。



#### ▶中国株マザーファンド

- ●主に中国で事業展開を行っている割安な優良企業に投資することによって中長期的に市場を上回る リターンを上げることを目指します。
- ●銘柄選定にあたっては、「事業が国の政策に沿っているか」、「成長力と収益性」、「製品戦略と競争 状況」、「コーポレートガバナンス」の4項目を中心に、詳細な調査を行い厳選します。
- ●中国の取引所に上場している株式の値動きに連動する有価証券を組み入れることがあります。
- 株式の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ●運用にあたっては、運用委託契約に基づき運用の指図に関する権限の一部をスミトモ ミツイ DS アセットマネジメント (ホンコン) リミテッドに委託します。
- 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

#### [ スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(ホンコン)リミテッドの概要 ]

設 立	1988年2月5日	拠 点	香港
従業員数	30名 (うち運用プロフェッショナル12名)	運用資産残高	約854億円

(注)従業員数は2025年4月1日現在、運用資産残高は2025年3月末現在 (出所)スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(ホンコン)リミテッドの情報を基に委託会社作成

#### ▶アジア戦略日本株マザーファンド

- ●主として日本の取引所に上場している株式のうち、アジア地域からの収益が見込める企業の株式に 投資することにより、信託財産の成長を目指した運用を行います。
- ●アジア地域からの収益が見込める企業は、収益、売上等の定量面、事業戦略等の定性面双方から総合的に判断します。
- 銘柄選定にあたっては、成長性・財務健全性および流動性等に配慮し、厳選投資します。
- ●株式の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### 主な投資制限

- ■株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ■外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

#### 分配方針

- ■年2回(原則として毎年1月および7月の12日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配を行います。
- ■分配対象額の範囲は、経費控除後の、繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- ■分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動します。分配金額は計算期間中の基準価額の上昇分を上回る場合があります。

#### 分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。





- ■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
  - また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部 払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の 値上がりが小さかった場合も同様です。





- ■当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失 を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ■運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- ■投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- ■当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



#### → 価格変動リスク

#### 株式市場リスク…株価の下落は、基準価額の下落要因です

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### **債券市場リスク…債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です**

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。 通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も 債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落 する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いの しくみの違い等により、債券ごとに異なります。



#### 信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



#### 為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する (円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。



#### カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。



# 流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に 急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買が できなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これら はファンドの基準価額が下落する要因となります。

## その他の留意点

- ■当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ■ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ■ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

## リスクの管理体制

- ■委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。
- 対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。 さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。他の運用会社が設定・運用を行うファンドを組み入れる場合は、必要に応じて当該運用会社等の実施する流動性モニタリングの状況等も活用し、流動性リスク管理を行います。

■リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に

■コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス 会議に報告します。





## (参考情報)投資リスクの定量的比較

# ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

2

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と 分配金再投資基準価額の推移を表示したもの です。

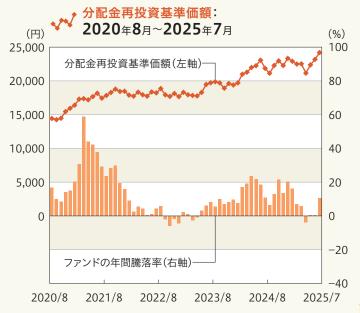
# │ 資産クラスとの騰落率の比較 <sub>-</sub>

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、 各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を 比較したものです。

ファンドと他の代表的な

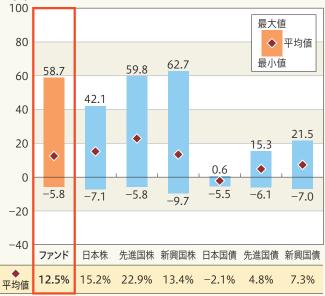
#### ■ 年間騰落率:

2020年8月~2025年7月



#### ファンド:

- 2020年8月~2025年7月
- 他の資産クラス: 2020年8月~2025年7月



- ※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を 分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
- ※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と 同じです。
- ※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したもの と仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したもの とは異なります。
- ※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

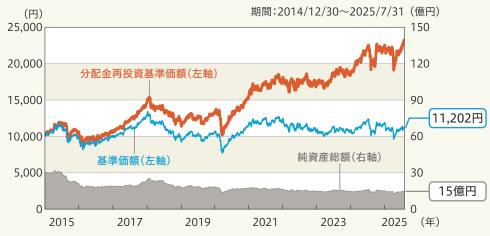
#### 各資産クラスの指数

日 本 株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI (国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

- ※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
- ※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、 当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

### 基準価額・純資産の推移



<sup>※</sup>分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

## 分配の推移

決算期	分配金
2025年7月	500円
2025年1月	500円
2024年7月	500円
2024年1月	500円
2023年7月	500円
設定来累計	8,600円

※分配金は1万口当たり、税引前です。 ※直近5計算期間を記載しています。

## 主要な資産の状況

■三井住友・アジア4大成長国オープン

#### 資産別構成

資産の種類	国∙地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	97.08
現金・預金・その他の資産(負債	2.92	
合計(純資産総額)	100.00	

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国·地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	中国株マザーファンド	30.20
日本	親投資信託受益証券	インド株マザーファンド	27.28
日本	親投資信託受益証券	アジア戦略日本株マザーファンド	24.67
日本	親投資信託受益証券	ベトナム株マザーファンド	14.93

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

<sup>※</sup>分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して 計算した価額です。

<sup>※「</sup>主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。





※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

#### ■ベトナム株マザーファンド

#### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	ベトナム	93.87
現金・預金・その	6.13	
合計(	100.00	

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国∙地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
ベトナム	株式	FPT CORP	ソフトウェア・サービス	7.73
ベトナム	株式	BANK FOR FOREIGN TRADE JSC	銀行	7.29
ベトナム	株式	VIETNAM JS COMMERCIAL BANK F	銀行	6.04
ベトナム	株式	BANK FOR INVESTMENT AND DEVE	銀行	5.48
ベトナム	株式	FPT DIGITAL RETAIL JSC	一般消費財・サービス流通・小売り	4.91
ベトナム	株式	FORTUNE VIETNAM JOINT STOCK	銀行	4.51
ベトナム	株式	VINHOMES JSC	不動産管理·開発	4.23
ベトナム	株式	HDBANK	銀行	4.07
ベトナム	株式	SSI SECURITIES CORP	金融サービス	3.77
ベトナム	株式	HOA PHAT GROUP JSC	素材	3.65

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

#### ■インド株マザーファンド

#### 資産別構成

資産の種類	国∙地域	比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	97.73
現金・預金・その	2.27	
合計(	100.00	

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国∙地域	種類	銘柄名	比率(%)
ルクセンブルグ	投資証券	アムンディ・ファンズ・エスビーアイ・エフエム・インディア・エクイティ (Q-l6クラス)	97.73

<sup>※</sup>比率は、マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

#### ▶投資対象とする投資信託の現況

■アムンディ・ファンズ・エスビーアイ・エフエム・インディア・エクイティ(Q-16クラス)

当該投資信託をシェアクラスとして含む「アムンディ・ファンズ・エスビーアイ・エフエム・インディア・エクイティ」の主要投資銘柄 (上位10銘柄)は、以下の通りです。

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国∙地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
インド	株式	HDFC銀行	銀行	9.5
インド	株式	ICICI銀行	銀行	8.0
インド	株式	リライアンス・インダストリーズ	エネルギー	7.3
インド	株式	インフォシス	ソフトウェア・サービス	5.0
インド	株式	ラーセン&トゥブロ	資本財	4.9
インド	株式	マルチ・スズキ・インディア	自動車·自動車部品	4.0
インド	株式	コタック・マヒンドラ銀行	銀行	3.4
インド	株式	アクシス銀行	銀行	3.3
インド	株式	タタ・コンサルタンシー・サービシズ	ソフトウェア・サービス	3.1
インド	株式	ウルトラ・テック・セメント	素材	2.6

<sup>※</sup>比率は、アムンディ・ファンズ・エスビーアイ・エフエム・インディア・エクイティの純資産総額に対する時価の比率を基に計算した、インド株マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

<sup>※「</sup>主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

<sup>※</sup>アムンディ・ジャパンから入手した情報を基に委託会社作成





※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

#### ■中国株マザーファンド

#### 資産別構成

資産の種類	国∙地域	比率(%)
	ケイマン諸島	54.73
株式	中国	37.35
1/1/10	スイス	1.80
	バミューダ	1.27
現金・預金・その	4.85	
合計(純資産総額) 100.00		

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国·地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
ケイマン諸島	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	13.90
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	7.73
ケイマン諸島	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス流通・小売り	6.83
ケイマン諸島	株式	XIAOMI CORP-CLASS B	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.89
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	4.83
ケイマン諸島	株式	KUAISHOU TECHNOLOGY	メディア・娯楽	4.23
中国	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	保険	3.29
中国	株式	PICC PROPERTY & CASUALTY-H	保険	3.11
中国	株式	CHINA MERCHANTS BANK-H	銀行	2.79
ケイマン諸島	株式	NETEASE INC	メディア・娯楽	2.64

#### ■アジア戦略日本株マザーファンド

#### 資産別構成

資産の種類	国•地域	比率(%)			
株式	日本	97.92			
現金・預金・その	2.08				
合計	合計(純資産総額) 100.00				

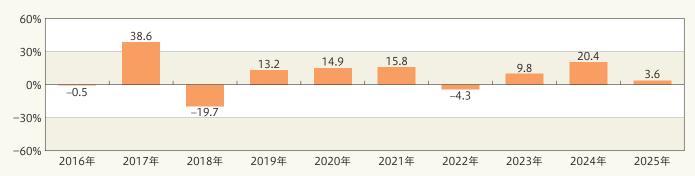
#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国∙地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	MARUWA	ガラス・土石製品	3.81
日本	株式	アシックス	その他製品	3.15
日本	株式	メイコー	電気機器	2.90
日本	株式	日本電気	電気機器	2.79
日本	株式	花王	化学	2.63
日本	株式	CKD	機械	2.57
日本	株式	フジクラ	非鉄金属	2.29
日本	株式	味の素	食料品	2.21
日本	株式	エムアップホールディングス	情報·通信業	2.11
日本	株式	日東紡績	ガラス・土石製品	2.04

※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。 ※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。





## お申込みメモ

購 入 単 位 お申込みの販売会社にお問い合わせください。

入 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 購 価

入代 販売会社の定める期日までにお支払いください。 購

#### 換金時

換 金 単 お申込みの販売会社にお問い合わせください。 位 金 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額 換 価 額 換 金 代 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

#### 申込関連

原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時 30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては 申込締切時間 対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

購入の申込期間

2025年10月10日から2026年4月9日まで

日 毎年1月、7月の12日(休業日の場合は翌営業日)

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。

申込不可日

香港の取引所の休業日

インド(ボンベイまたはナショナル)の取引所の休業日

換 余 制 限 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合が あります。

購入•換金申込受付 の中止及び取消し

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある ときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消し をする場合があります。

#### 決算日・収益分配

決

// \	7	_	_	3 1 1/3(7)30 12 (11 )KL 19 % L 10 (12 )KL
				年2回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。)
収	益	分	配	分配金受取りコース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から 起算して5営業日目までにお支払いいたします。
48	ш	73	ㅂㄴ	たった は こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうしゅ

分配金自動再投資コース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で 再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

手数料等

## お申込みメモ

2	M	441
~	עט	14

信 託 期 間 無期限(2007年7月31日設定) 以下の場合には、繰上償還をすることがあります。 繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき 償 繰 上 還 ●残存□数が10億□を下回ることとなったとき ● その他やむを得ない事情が発生したとき 信託金の限度額 500億円 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ 公 (https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。 決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付 運用報告書 します。 ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、 基準価額の 照 会 法 原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「アジア4」として掲載されます。 方 ●課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ●公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資 非課税制度)の適用対象となります。

### 課 税 関 係

- 係
  ●
  当ファンドは、NISAの対象ではありません。
  - ●配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
  - ※上記は、2025年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更 される場合があります。

## ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

#### 購入時・換金時

購入時手数料 購入価額に3.3%(税抜き3.0%)を上限として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。 信託財産留保額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じた額です。 16



## ファンドの費用・税金

#### ■ファンドの費用

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

#### 保有時

# 運用管理費用(信託報酬)

ファンドの純資産総額に年1.716%(税抜き1.56%)の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

<運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)>

各販売会社の純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円未満の部分	年0.63%	年0.85%	年0.08%
100億円以上200億円未満の部分	年0.58%	年0.90%	年0.08%
200億円以上の部分	年0.53%	年0.95%	年0.08%

#### ファンド

- ※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。
- ※委託会社の報酬には、中国株マザーファンドの運用指図に関する 権限の委託先への報酬(年0.378%)が含まれております。

支払先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内での ファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの 指図の実行等の対価

インド株マザーファンドが 投資対象と する投資信託

ファンドが 年0.24%程度\*(基本投資比率による試算) 投資対象と (別途、管理費用や保管に要する費用がかかります。)

#### 実質的な負担 ファンドの純資産総額に対して年1.956%(税抜き1.8%)程度\*

\*投資対象とする投資信託の運用管理費用は、料率が把握できる費用の合計であり、 上記以外の費用がかかる場合があります。また、年間最低報酬額や取引ごとに かかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度 等によっては、上記の料率を上回る場合があります。

上記の料率は、2025年7月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

# その他の費用・手数料

以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。

- 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
- 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
- 資産を外国で保管する場合の費用 等
- ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
- ※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ファンドの費用・税金

#### □税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

#### 分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税

普通分配金に対して20.315%

#### 換金(解約)時及び償還時

**所得税及び地方税** 譲渡所得として課税

換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門 家等にご確認されることをお勧めします。
- ※上記は、2025年7月末現在のものです。

#### 参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2025年1月15日~2025年7月14日)における当ファンドの総経費率 (年率換算)は以下の通りです。

マザーファンドが投資対象とする投資信託(以下、投資先ファンド)の費用は、その他費用に含めています。 なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率	
2.37%	1.72%	0.66%	

- ※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および 有価証券取引税は含まれていません。投資先ファンドは、原則として、売買委託手数料、支払利息および有価証券 にかかる税金は含まれていません。)です。
- ※当ファンドおよび投資先ファンド、が上場投資信託 (ETF) および上場不動産投資信託 (REIT) に投資している場合、 当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。
- ※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書 が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。
  - 運用報告書は、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/)から検索いただけます。

